

証券取引約款集一部改定

2024年2月
ぐんぎん証券株式会社

第1章 総合取引約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>(1) この約款は、有価証券の保護預り取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、特定口座取引、外国証券取引、累積投資取引、国内外貨建債券取引および投資一任取引、またはそれらを組合せた取引等（以下、「総合取引」といいます。）について、お客さまとぐんぎん証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>(2) 第2章から第16章に定めのない事項は、本章および本約款集の他の章の定めに従うものとします。</p> <p>なお、本約款集に定めのない事項は、当社等が他に定める規程等、租税特別措置法その他法令・諸規則等および投資信託説明書（交付目論見書）等に従うものとします。</p> <p>第2条 (総合取引の利用)</p> <p>(1) お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。</p> <p>①～⑮ (現行どおり)</p> <p>⑯ <u>第16章に定める投資一任取引</u></p> <p>(2) お客さまは、上記(1)④、⑤、⑥の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。また、上記(1)⑬の取引については、非課税口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。上記(1)⑭の取引については、未成年者口座および課税未成年者口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。上記(1)⑮のサービスについては、ぐんぎん証券オンラインサービスの申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。上記(1)⑯の取引については、<u>お客さまが当社を通じてウエルス・スクエアとの投資一任契約の締結を申込み、その手続きが完了すると投資一任取引口座が開設され、ウエルス・スクエアがお客さまに代わり当該取引を行います。</u>なお、上記(1)④、⑤、⑥、⑩、⑬、⑭は個人のお客さまを対象としています。</p> <p>(3) 上記(1)に掲げる各取引等の意義は、以下に定めるところによります。</p> <p>①～⑭ (現行どおり)</p> <p>⑮ <u>投資一任取引</u></p> <p><u>「投資一任取引」とは、お客さまが当社を通じて株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）との投資一任契約の締結を申込み、その手続きが完了すると投資一任取引口座が開設され、ウエルス・スクエアがお客さまに代わり当該取引を行うことをいいます。</u></p>	<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>(1) この約款は、有価証券の保護預り取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、特定口座取引、外国証券取引、累積投資取引、および国内外貨建債券取引、またはそれらを組合せた取引等（以下、「総合取引」といいます。）について、お客さまとぐんぎん証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>(2) 第2章から第15章に定めのない事項は、本章および本約款集の他の章の定めに従うものとします。</p> <p>なお、本約款集に定めのない事項は、当社等が他に定める規程等、租税特別措置法その他法令・諸規則等および投資信託説明書（交付目論見書）等に従うものとします。</p> <p>第2条 (総合取引の利用)</p> <p>(1) お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。</p> <p>①～⑮ (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) お客さまは、上記(1)④、⑤、⑥の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。また、上記(1)⑬の取引については、非課税口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。上記(1)⑭の取引については、未成年者口座および課税未成年者口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。上記(1)⑮のサービスについては、ぐんぎん証券オンラインサービスの申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。なお、上記(1)④、⑤、⑥、⑩、⑬、⑭は個人のお客さまを対象としています。</p> <p>(3) 上記(1)に掲げる各取引等の意義は、以下に定めるところによります。</p> <p>①～⑭ (省略)</p> <p>(新設)</p>

第 16 章 投資一任取引約款

(下線部分変更)

新	旧 (新 設)
<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>(1) この約款は、お客さまが当社に開設した投資一任取引口座にかかる権利義務を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>(2) 「第 1 章 総合取引約款」、「第 2 章 保護預り約款」、「第 3 章 振替決済口座管理約款」、「第 4 章 特定口座に係る上場株式等保管委託約款」、「第 5 章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」、「第 8 章 投資信託受益権の累積投資取引約款」、「第 10 章 MRF自動スweep取扱約款」の各章に定める事項は、投資一任取引の場合に準用します。</p> <p>第2条 (投資一任契約の締結の代理)</p> <p>当社はウエルス・スクエアとの契約に基づき、ウエルス・スクエアの代理人としてお客さまと投資一任契約の締結の代理をいたします。なお、当社は投資一任取引を行いません。</p> <p>第3条 (投資一任契約の申込み)</p> <p>お客さまは当社を通じて、ウエルス・スクエアとの投資一任契約の締結の申込みを行います。</p> <p>第4条 (投資一任取引口座の開設)</p> <p>(1) 投資一任契約が締結されると投資一任取引口座が開設されます。</p> <p>(2) ウエルス・スクエアはお客さまと締結した投資一任契約に基づき、投資一任取引口座において投資一任取引を行います。</p> <p>第5条 (投資一任取引口座の減額および解約)</p> <p>(1) 投資一任契約が減額または解約された場合には、投資一任取引口座における資産の一部または全額を返還します。</p> <p>(2) お客さまとの投資一任契約が解約された場合には、投資一任取引口座も解約されます。</p>	